

## 農薬取締法に基づく立入調査結果について

### 1 概要

県中遠農林事務所は、農薬使用が原因と思われる健康被害があったとの報告を受け、被害発生時に周辺で農薬（土壌くん蒸剤(クロルピクリンくん蒸剤)）を使用していた御前崎市の生産者に対して、農薬取締法に基づく立入調査を実施した。

調査の結果、当該農薬の使用にあたり、「農薬を使用する者が遵守すべき規準を定める省令(以下、『省令』)」で定められた揮散防止に必要な措置を、当該生産者が怠っていた事実を確認し改善を指導した。

### 2 立入調査の概要

- (1) 対象:被害発生時に周辺で農薬（土壌くん蒸剤(クロルピクリンくん蒸剤)）を使用していた生産者（御前崎市） 1名
- (2) 調査日:令和3年5月7日
- (3) 調査員:県中遠農林事務所2名
- (4) 調査方法:生産者への聞き取り及びほ場等の確認
- (5) 調査内容:農薬(土壌くん蒸剤(クロルピクリンくん蒸剤))の使用方法
- (6) 調査結果:当該農薬の使用にあたり揮散防止に必要な措置を、当該生産者が怠っていた事実(省令第8条の努力義務違反)を確認

### 3 県の対応状況

- (1) 5月7日及び10日に当該生産者に対し、農薬の適正使用を指導
- (2) 同産地、他産地の生産者等へも注意喚起し、農薬適正使用を周知徹底

### 4 その他

- (1) 経緯(健康被害の発生状況)
  - 5月7日の9時35分頃、御前崎市の事業所職員からの異臭と目の痛みを訴える通報を受け、菊川署と御前崎消防本部が対応した。
  - 同日11時頃、県中遠農林事務所は御前崎市から、当該被害が近隣でサツマイモの植え付けを予定していたほ場で土壌くん蒸剤の散布を行っていたことに原因の可能性があるとして報告を受けた。
- (2) 健康への影響等
  - 今回、当該生産者が使用した土壌くん蒸剤に含まれるクロルピクリンはガス化して効果を発揮するため、正しい使い方をしないと使用者や、付近の住民に影響(目、鼻、のどへの刺激)を与えることがある。
  - クロルピクリンは、省令で、使用した土壌から当該農薬が揮散することを防止するために必要な措置(被覆)をする農薬に指定されている。